

仕様表 2 **木造建築物（木造軸組構法）用**

本仕様表は、建築基準法施行規則第1条の3表二に規定している「特定木造建築物」における基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び2面以上の断面図に代えて作成することができる「仕様表1」とは別に、同規則に基づき添付すべき申請図書と併用して、申請建築物が対象となる建築基準関係規定について、文書にて明示することができる規定の適合状況を示す図書です。

対象となる建築基準関係規定は、本仕様表に例示的に記載されている条項に加えて、申請者（設計者）の判断により追加することができますが、追加する場合は、あらかじめ審査機関と協議してください。以下に記載の規定について、実際の設計仕様を記載し、法適合の判断を行ってください。

根拠条文と設計に反映すべき基準を参考に、実際に行った設計仕様で該当する項目の□に✓（☑）をしてください。  
また、設計仕様等の記載が必要な項目は、具体的に記載してください。（各条項の規定に適合する内容であることが必要です。）

建築主名							
設計者名(本仕様書作成者:複数の場合はすべて記載)							
建築場所	建築物用途	構造	階数	延べ面積			

根拠条文（建築基準法施行令）	基準（判断）等	設計仕様 （規則第1条の3の「仕様表」に対応する内容）	備考
<p>（屋根）</p> <p>第22条 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りでない。</p>	<p>22条区域内の建築物の屋根は、政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。</p> <p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶室、あずまや</li> <li>・10㎡以内の物置、納屋等の延焼のおそれのある部分以外の部分</li> </ul>	<p>[選択]</p> <p><input type="checkbox"/>不燃材でつくる、又は葺く</p> <p><input type="checkbox"/>適用除外となる建築物</p> <p>[適用除外となる事項を記載]</p>	<p>告示：平成12年建設省告示第1434号 不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途を定める件</p> <p>告示：平成12年建設省告示第1361号 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内における屋根の構造方法を定める件</p> <p>告示：平成12年建設省告示第1365号 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造方法を定める件</p>
<p>（外壁）</p> <p>第23条 前条第1項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の第21条第1項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（第25条及び第61条第1項において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。</p>	<p>22条区域内の建築物の外壁で延焼のおそれのある部分を政令で定める技術的基準に適合する土塗壁等の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。</p>	<p>[選択]</p> <p><input type="checkbox"/>防火構造</p> <p><input type="checkbox"/>土塗真壁造で塗厚さが30mm以上</p> <p><input type="checkbox"/>屋内側及び屋外側を一定の材料で被覆</p> <p><input type="checkbox"/>大臣認定を受けたもの</p> <p>[外壁の構造方法を記載]</p> <p>[大臣認定の場合は構造方法と認定番号を記載]</p>	<p>告示：平成12年建設省告示第1362号 木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件</p>
<p>（建築材料の品質）</p> <p>第37条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本産業規格又は日本農林規格に適合するもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの。</p>	<p>基礎、主要構造部等に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料は日本産業規格又は日本農林規格に適合するもの、あるいは国土交通大臣の認定を受けたものを使用する。</p>	<p>[それぞれの部分において選択]</p> <p>①コンクリート</p> <p><input type="checkbox"/>JIS規格工場製品を使用（JIS規格番号）</p> <p><input type="checkbox"/>大臣認定品（認定番号）</p> <p><input type="checkbox"/>その他（具体的に記載）</p> <p>②鉄筋</p> <p><input type="checkbox"/>JIS規格品（JIS規格番号）</p> <p><input type="checkbox"/>大臣認定品（認定番号）</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p> <p>③その他（以下に使用材料名を記載し、適用区分を選択）</p>	

		<p>・材料名 ( )  <input type="checkbox"/>JIS規格品 (JIS規格番号 ) )  <input type="checkbox"/>大臣認定品  <input type="checkbox"/>その他(具体的に記載 ) )          ・材料名 ( )  <input type="checkbox"/>JIS規格品 (JIS規格番号 ) )  <input type="checkbox"/>大臣認定品  <input type="checkbox"/>その他(具体的に記載 ) )</p>	
<p>第一節 建築設備の構造強度          第129条の2の3 法第20条第1項第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。          一 建築物に設ける第129条の3第1項第一号又は第二号に掲げる昇降機にあつては、第129条の4及び第129条の5(これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。)、第129条の6第一号、第129条の8第1項並びに第129条の12第1項第六号の規定(第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあつては、第129条の6第一号の規定を除く。)に適合すること。  <b>二 建築物に設ける昇降機以外の建築設備にあつては、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。</b>          三 法第20条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあつては、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。</p>	<p>平成12年建設省告示第1388号(最終改正平成24年国土交通省告示第1447号)の基準に適合している。</p>	<p><input type="checkbox"/>平成12年建設省告示第1388号の基準に適合している</p>	<p>告示：平成12年建設省告示第1388号 建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件</p>
<p>第一節の二 給水、排水その他の配管設備          (給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)          第129条の2の4 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。          一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。          二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合には、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。          四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。          五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。          2 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。          一 飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下この項において同じ。)とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。          二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つことその他の有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。          三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。          イ 当該配管設備から漏水しないものであること。          ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。          四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。          五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。          六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。</p>			

<p>3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第一項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。</p> <p>二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。</p> <p>三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。</p> <p>四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。</p> <p>五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。</p>			
---	--	--	--